（二十四）ジエチルジフェニル尿素
（二十五）ジメチルジフェニル尿素
（二十六）メチルエチルジフェニル尿素（セントラリット）
（二十七）N・N―ジフェニル尿素（非対称ジフェニル尿素）
（二十八）メチル―N・N―ジフェニル尿素（メチル非対称ジフェニル尿素）
（二十九）エチル―N・N―ジフェニル尿素（エチル非対称ジフェニル尿素）
（三十）二―ニトロジフェニルアミン（別名二―NDPA）
（三十一）四―ニトロジフェニルアミン（別名四―NDPA）
（三十二）二・二―ジニトロプロパノール
（三十三）ニトログアニジン

十三　船舶若しくはその船体若しくは附属品又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ　船舶又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの

（一）軍用に設計した船舶（潜水艦を含み、修理中であるかないか若しくは運用中であるかないか又は兵器を発射する装置があるかないか若しくは装甲があるかないかを問わない。）又はその部分品であって、軍用に設計したもの

（二）（一）に掲げる船舶の船体若しくはその部品又はこれらの部分品であって、軍用に設計したもの

（三）船舶（潜水艦を除く。）であって、次のいずれかに該当するものを取り付け又は組み込んだもの（一）に掲げるものを除く。）

1　次のいずれかに該当するもの

一　第一号イに掲げる自動式の銃砲であって、口径一二・七ミリメートル以上のもの（同号へに掲げるものを除く。）

二　第一号ニに掲げるもの（同号へに掲げるものを除く。）

三　第三号に掲げるもの（同号タに掲げるもの及びそのためのシミュレーターを除く。）

四　第四号に掲げるもの

五　第十六号に掲げるもの

六　第二十一号に掲げるもの（同号への（十六）に掲げるものを除く。）

2　1に掲げるものの銃架若しくは砲架又は1に掲げるものを設置するための補強構造

3　第六号に掲げる射撃統制装置

4　化学製剤、細菌製剤、放射性製剤及び核兵器からの防護機能（大気圧より高い室内気圧を維持する機能、独立した換気装置、化学製剤、細菌製剤、放射性製剤及び核兵器用フィルターを有する換気口、又は気密室を組み込んだ出入口を含む。）を有する居室を有し、かつ、水を用いて船舶の上部構造及び甲板を同時に洗浄することができる装置であって、浄化のために設計したものを有するもの

5　銃砲の機能を妨げるための能動式の装置であって、第四号、第六号のチ又は第三十二号に掲げるもののうち、次のいずれかに該当するもの

一　化学製剤、細菌製剤、放射性製剤及び核兵器からの防護機能（大気圧より高い室内気圧を維持する機能、独立した換気装置、化学製剤、細菌製剤、放射性製剤及び核兵器用フィルターを有する換気口、又は気密室を組み込んだ出入口を含む。）を有する居室

二　ステルス技術を用いて設計した船体及び船舶の上部構造